

羽島市内で開発許可申請等を行う方へ

公共施設管理者の同意・協議

開発許可申請は原則、都市計画法第 32 条に規定する公共施設管理者の同意・協議が整ってからの申請となります。開発許可申請を行う前に、関係する公共施設管理者より同意書・協議書の交付を受けてください。
(協議書は不要な場合があります)

<参考> 関係する公共施設管理者

道路管理者：土木監理課（市道） 県土木事務所（県道）

水路管理者：土木監理課、農政課、羽島用水土地改良区

下水道管理者：工務課

消防施設管理者：消防本部総務課

公園管理者：都市計画課

※上記は一例ですので、全ての公共施設管理者を示したものではありません。

排水関連

開発許可申請（都市計画法第 29 条第 1 項）及び、
建築許可申請（都市計画法第 43 条第 1 項）にあたっては、排水先の施設管理者による同意書等の添付が必要となります。

詳しくは排水先の施設管理者へお問い合わせください。

＜参考＞排水先の施設管理者

桑原輪中管内：土木監理課

羽島用水管内：羽島用水土地改良区